(案)

資料 2

第2次

周防大島町行政改革大綱

(平成23年度~平成27年度)



平成23年 月

周防大島町

目 次

Ι	行	政改革の継続の必要性1
-	1	これまでの取組1
4	2	地方財政を取り巻く状況1
,	3	地域主権(地方分権)改革の動向1
4	4	これからの取組
Π	基	本方針2
		17 政 リー こへの向工
		簡素で効率的な行財政運営3
Ш	進	め方3
	1	計画期間3
4	2	推進体制3
,	3	推進の方法3
IV	具	体的方策 3
	1 :	行政サービスの向上
)職員の意識改革の推進
) 窓口サービスの充実
	(3))人材の育成
	(4)) 権限移譲事務の受入の推進
4	2	住民との協働
	(1))行政情報共有化の推進
	(2)) 住民との協働の促進
	(3))地域資源活用の取組
	(4)) 男女共同参画の推進
,	3	簡素で効率的な行財政運営6~7
	(1))財政健全化計画の推進
	(2)) 行政評価システムの活用
	(3)) 受益者負担の適正化
	(4))定員適正化の推進
	(5)) 公共工事等のコストの縮減
	(6)) 効率的で柔軟な組織づくり
	(7)	1 電子自治体の推進
	(8))公営企業局の経営効率化

I 行政改革の継続の必要性

1 これまでの取組

本町は、平成16年10月の4町の合併以降、「元気 にこにこ 安心で21世紀にはばたく先進の島」を町民共通の将来像に掲げ、住民と行政の協働による自主自立のまちづくりを目指してきました。

しかしながら、全国平均よりはるかに進んだ少子高齢化や脆弱な財政構造に加え、三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減により、本町の行財政運営はさらに厳しいものとなり、簡素で効率的な行財政運営を実現することが喫緊の課題でありました。

こうしたことから、平成17年12月に行政改革大綱を策定し、その実施計画に基づき本年までの5年間全庁的に行政改革に取り組んだ結果、町の借金である起債残高は262.6億円(平成16年度末)から228.2億円(平成21年度末)まで減少し、依然として厳しい財政環境において合併効果と併せて明るい兆しも見えてきたところですが、実施にいたらなかった課題や継続して取り組むべき課題も残されています。

2 地方財政を取り巻く状況

本町においては、少子高齢化の進展は基幹産業である農漁業の振興に深刻な影響を及ぼし、リーマンショックによる世界的な景気の後退や長引くデフレ不況により自主財源である税収は落ち込む一方、社会保障費は増大するなど依然厳しい状況が続くと見込まれます。

また、合併後10年間に限り適用されていた合併特例債も平成26年度をもって適用が終了し、普通交付税も段階的に縮減され、平成32年度からはすべての合併支援措置は無くなります。

こうした状況のなか、国の進める地域主権改革の動向を的確にとらえ、人口減少社会に対応した、将来にわたり持続可能な財政運営を進めていく必要があります。

3 地域主権(地方分権)改革の動向

国においては、平成18年12月に地方分権改革推進法が成立し、国と地方の役割分担や国の関与のあり方について見直しを行い、これに応じた税源配分等の財政上の措置のあり方について検討を進めるとともに、地方公共団体の行政体制の整備・確立が図られることになりました。

また、平成21年8月の第45回衆議院議員総選挙の結果、政権交代という 大きな変化があり、「事業仕分け」に代表されるような政治主導への取組が進め られています。

さらに、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活

気に満ちた地域社会をつくっていくための施策を検討していくため、平成21年11月に「地域主権戦略会議」が設置され、翌12月には地方分権改革推進法に基づく「地方分権改革推進計画」が閣議決定され、国による地方への義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化を図るため、「地域主権改革関連3法案」が平成22年の通常国会に提出されましたが、成立せず継続審議とされています。その間にも平成22年6月には「地域主権戦略大綱」が閣議決定され地域主権改革の動きは進められております。

4 これからの取組

こうした情勢において、持続可能で安定的な施策の実施のためには、行財政 改革は引き続き重要な課題であり、個人の価値観の多様化による複雑・多様な 住民ニーズに応え、「地域主権改革」の推進に対応するため地域独自の発想と行 動が求められるなか、住民と行政の協働によるまちづくりを進め、真に自立で きる足腰の強い行財政システムを確立することが、町にとっても大きな課題と なっています。

一方、公務員数の純減という国全体の流れにあって、本町のような少子高齢 化の進展した農漁村地域における行政サービスのあり方の問題は、二律相反す る課題でもあります。

周防大島町にとって、今何が求められ、そのために限りある人・物・金・地域資源をどう有効に活用していくかを問いかけながら、これらの課題に対応するため第2次行政改革大綱を策定し、より一層の行財政運営の効率化と柔軟な組織・機構づくりを進める必要があります。

Ⅱ 基本方針

地域主権(地方分権)改革の進展や複雑多様化する行政課題に対応し、顧客(住民)本位の行政サービスの向上を図り、持続可能で安定的な行財政運営を図るために、次の視点を基本として行財政改革に取り組んでいきます。

1 行政サービスの向上

住民生活を支える公的サービスに対する町民の要求は、ますます多様化、複雑化していきます。住民ニーズを的確に把握しながら、サービスを担う職員の資質の向上を図り、公平で公正、分かりやすく満足度の高いサービスを提供するとともに、町民への積極的な情報提供に努めていきます。

2 住民との協働

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための地域主権改革が進められています。公共サービス

の質を保ち、民間のノウハウを活用しながら効率的なサービスを提供し、多様 化する住民ニーズに応えるために、住民と行政とが対等なパートナーとして連 携し、お互いに支えあう協働のまちづくりを進めます。

3 簡素で効率的な行財政運営

地方交付税の削減や町税の減収など厳しい財政状況が見込まれるなか、地域 主権改革の動向や地域の新たな行政需要に柔軟かつ確実に対応できる自立性を 確保するため、簡素で効率的な行財政運営を行います。

また、最小の経費で最大の効果を上げるため、「あれもこれも」から「あれか これか」の選択と集中による事業選択を行い、行財政改革を推進します。

Ⅲ 進め方

1 計画期間

平成23年度から平成27年度の5年間とします。

2 推進体制

- (1) 副町長を本部長とする「周防大島町行政改革推進本部」を中心に、全庁的に行財政改革に対する意識共有を図り、積極的な提言と行動により行財政改革を推進します。
- (2) 民間有識者等で構成される「周防大島町行政改革推進委員会」に取組状況を報告し、委員会からの意見を尊重し、行財政改革を推進します。

3 推進の方法

周防大島町行政改革大綱の実施を具体的にするため、できるかぎり目標を数値化した年度計画を定めた「行政改革実施計画」を策定し、計画的に推進します。

実施計画の進捗状況については、「周防大島町行政改革推進委員会」に定期的に報告し、意見を求めるとともに、町ホームページ等を活用し、広く住民に公表していきます。

IV 具体的方策

- 1 行政サービスの向上
 - (1) 職員の意識改革の推進

職員一人ひとりが行政はサービス業との認識を持ち、住民の視点に立った わかりやすく利用しやすい行政サービスを提供するため、丁寧で気持ちの良 い応対ができるよう、職員意識の改革を推進します。

注:○は実施計画で重点的に取り組む項目。

○接遇の改善 新

- ○目標管理制度の導入
- ○人事評価システムの導入
- (2) 窓口サービスの充実

住民に一番身近に接する機会の多い総合支所窓口の充実をはじめ、すべて の窓口業務において、住民ニーズによる業務の見直しに取り組み、満足度の 高いサービスを提供します。

- ○窓口サービスの向上
- ○事務マニュアルの改善
- ○公共料金納付窓口の拡大
- (3) 人材の育成

住民の信頼と付託にこたえるため、時代の変化に的確に対応できる人材の 育成と職員の個々の能力向上を目的とし、周防大島町人材育成基本方針に基 づき職場内外の研修を計画的に実施し、組織の総合力の向上に努めます。

- ○人材育成基本方針の推進 拡充
- (4) 権限移譲事務の受入の推進

住民に身近な行政はできる限り住民に身近な町で処理することが住民の利便性の向上に繋がることから、権限移譲による国・県の事務の受入体制(人材、予算、事務スペースなど)の整備や行政効率性を検討し、権限移譲事務の受入を推進します。

○権限委譲事務の受入れの推進 新

2 住民との協働

(1) 行政情報共有化の推進

住民が求める町政に関する情報をわかりやすく、積極的に提供することは、公平公正で透明性の高い行政を確立し、住民と行政の信頼関係を構築する上で重要であることから、住民が求めている行政課題の把握に努め、広報紙やホームページなどを活用し町政情報の積極的な提供を行うとともに、CAT V*など新たな情報発信の手法についても検討し、行政情報の共有化を推進します。

なお、職員のより一層の意識向上を図り、個人情報の保護と法令順守(コンプライアンス)を徹底し町政への信頼確保に努めます。

- ○ホームページの充実
- ○CATV網の活用の検討 新
- (2) 住民との協働の促進

_

^{*} C A T V

⁽Community Antenna TeleVision)の略。通信ケーブルを各家庭まで施設することで、多チャンネル・双方向のテレビ放送を行うシステムのこと。山間部や人口密度の低い地域など、地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にする目的で開発された。

住民主体の発想に基づいて改革を推進していくには、住民と行政との協働によるまちづくりが不可欠です。住民と行政とが対等なパートナーとして、複雑化・多様化する住民ニーズに対応し地域の抱える諸課題へ取り組むため、お互いに情報を交換しあい、連携しあうことで相互理解を深めながら住民や各種団体等との協働意識の醸成を図るとともに、「民間にできることは民間に」を基本に推進してきた指定管理者制度の充実や民間委託の導入など民間活力の活用に努めます。

また、住民の多様な意見を町政に反映し、政策形成過程への住民の参画と 透明性の向上を図るため、各種委員会・審議会委員には幅広い分野や年齢層 から適切な人材を選任するとともにパブリックコメント制度*を推進します。

- ○ワンテーマディスカッション*の推進 新
- ○指定管理者制度の充実 拡充
- ○パブリックコメント制度の推進 拡充

(3) 地域資源活用の取組

森・里・海とそれにはぐくまれるきれいな水、先祖伝来の田畑、輝く太陽などといった豊かな資源とそれにより生み出されうる食料やエネルギー、あるいは歴史的文化資産等の地域資源を最大限活用する仕組みを、行政と住民、NPO*等の協働により作り上げていくことによって、地域の活性化や絆の再生を図り、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を分散自立・地産地消・低炭素型に転換していくことにより、「地域の自給力と創富力(富を生み出す力)を高める地域主権型社会」の構築を目指します。

- ○住民協働によるまちづくり
- ○体験型修学旅行誘致の推進 新
- ○地産地消の推進 新

(4) 男女共同参画の推進

性別による差別的取扱いをなくし、個人が自由な選択のもとであらゆる分野へ参画し能力を発揮できる男女共同参画社会の実現なしには、協働の社会は創造できないことから、周防大島町男女共同参画プランに基づき男女共同参画を推進します。

○男女共同参画の推進

Non-Profit-Organization (特定非営利活動法人) の略称

^{*} パブリックコメント制度

行政機関が政策の立案などを行おうとする際、その案を公表し、案に対して広く住民などから意見や情報を提出してもらう機会を設け、行政機関は提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行う仕組み。

^{*} ワンテーマディスカッション

住民から提案された1つのテーマについて、町長と膝を交えて話し合いをすること。

^{*} NPO

3 簡素で効率的な行財政運営

(1) 財政健全化計画の推進

歳入に見合った歳出を基本に、持続可能な財政を維持していくため、財政 健全化計画に基づき町税等の収納率向上や町有財産の有効活用等の自主財源 の確保、「あれもこれも」から「あれかこれか」の事業選択や補助金の効果的 運用により経常経費の削減に努めます。

また、周防大島町財務書類4表*を作成し公表することにより財政運営の透明性を確保するとともに、周防大島町公有財産適正管理基本方針に基づき公有財産の適正な管理を推進します。

- ○財政健全化計画の推進(財政指標の改善) 拡充
- ○給与の適正化
- ○時間外勤務手当の削減
- ○各種手当の見直し
- ○公共施設の効率的な運用 拡充
- ○公用車の適正配置
- ○補助金等の見直し
- ○外郭団体・第三セクターの見直し
- ○イベントの見直し
- 適正な自主財源の確保 (国保・固定・町県民・軽自税、保育料、介護保険料、住宅使用料、上下水使用料、下水加入率)
- ○広告掲載等による収入の確保
- ○処分可能な町有地の売却等の促進 新
- (2) 行政評価システムの活用

予算編成に連動した行政評価システムを最大限活用し、計画 (Plan) \rightarrow 実施 (Do) \rightarrow 確認 (Check) \rightarrow 対策 (Action) のPDCAサイクルに基づき効率的な行政経営を行い、限られた財源・人材の有効活用を図ります。

○行政評価システムの活用 拡充

(3) 受益者負担の適正化

使用料・手数料等の受益者負担について、公平性の確保と応益負担を原則とし、社会情勢に配慮しつつ住民の理解を得ながら適正な料金改定を行います。

○受益者負担の適正化

(4) 定員適正化の推進

職員数は、定員適正化計画以上の削減が進んでいる状況にあり、年代間による職員数の格差が生じないよう計画的な職員採用を視野に入れた、新たな

財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、地方公共団体の会計に発生主義等の企業会計手法を導入して作成した財務書類のこと。貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表

^{*} 財務書類4表

定員適正化計画を策定し定員の適正化に努めます。

- ○新たな定員適正化計画の策定
- (5) 公共工事等のコストの縮減

公共工事の入札・契約方法を改善し、競争性や透明性の向上に努めるとともに、事務の効率化を検討し公共工事コストの縮減を図ります。また、公共 事業再評価委員会を定期的に開催し、公共事業の効率性・有効性を高めます。

- ○公共工事コストの縮減
- (6) 効率的で柔軟な組織づくり

地域主権改革の動向や複雑化・多様化する地域の新たな行政需要に柔軟かつ確実に対応できる組織とするため、組織・機構の見直しを推進します。

- ○新たな行政課題に対応できる組織・機構の見直し
- ○地球温暖化対策実行計画の推進 新
- ○職員提案制度の推進 拡充
- ○職員流動体制の導入
- (7) 電子自治体の推進

インターネットなどの情報通信技術(ICT)の活用を図るため情報通信技術に対する職員の資質向上を進めるとともに、ASP*などの利用や電子申請を充実し電子自治体の構築をめざします。また、住民が等しく情報通信技術の恩恵を受け、「いつでも、どこでも、誰でも」利用できる利便性の高い行政サービスを提供できるよう高速情報通信網の整備を推進します。

- ○電子役場の構築
- ○CATV網整備の推進 新
- (8) 公営企業局の経営効率化

自治体病院として、地域住民の健康の保持と増進を図り、公共の福祉の増進を目指して地域医療の向上に努めながら経営の健全化に取り組みます。

- ○病院事業のあり方の検討
- ○給食業務委託の検討
- ○定員適正化への対応
- ○手当の適正化への対応

_

^{*} A S P

Application Service Provider (アプリケーション・サービス・プロバイダー)の略。パソコン用のアプリケーション・ソフト (特定の作業のためのソフトウェア)をネットワークを通じてレンタルで使用できるサービス、もしくはそうしたサービスを提供する事業者のこと。ソフトのインストールや更新にかかる費用や手間が削減され、情報システム部門の負担を大幅に軽減することができる。